

2025 年 7 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF） 議事概要

I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2025 年 7 月 7 日及び 8 日に英国（ロンドン）にて開催された¹。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2025 年 7 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Rana Usman Khan 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、矢野常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会（AASB）及びニュージーランド報告審議会（XRB）	Dean Hanlon、 Carolyn Cordery 他
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）	Gihad Alamri
エフラグ（EFRAG）	Sebastián Harushimana 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体（OIC）	Elbano de Nuccio 他
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Carlos Valle 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capiscioltto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（IASB 参加者）

Andreas Barckow 議長（ASAF の議長）、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

¹ 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2025 年 7 月 ASAF 会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
引当金一的を絞った改善	90 分	70 分	3
料金規制対象活動	75 分	75 分	8
セグメントに関するカナダ会計基準審議会（AcSB）のリサーチ・プロジェクト	75 分	75 分	10
超インフレ	90 分	90 分	13
企業結合－開示、のれん及び減損	90 分	100 分	18
プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題	30 分	20 分	24

今後の日程(予定)

2025 年 10 月 2 日（ロンドン）

ASAF 会議への対応

- 今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会、IFRS 適用課題対応専門委員会、ディスクロージャー専門委員会及び料金規制会計専門委員会において検討を行った。

II. 引当金一的を絞った改善

議題の概要

3. 国際会計基準審議会（IASB）は、2024 年 11 月 12 日に公開草案「引当金一的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2025 年 3 月 12 日）。2025 年 6 月の IASB ボード会議において本公開草案に寄せられたフィードバックが紹介されている。
4. 本セッションでは、IASB スタッフから本公開草案に寄せられたフィードバックの概要が説明された。また、フィードバックを考慮してどのように「引当金一的を絞った改善」プロジェクトを進めるべきかについて、ASAF メンバーの意見が求められた。

ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（過去の事象という条件の賦課金への適用について）

- (1) 非互惠的取引は他の引当金とは異なるため、引当金とは別に検討することに同意する。賦課金については別個の会計基準又は IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）の別個のガイダンスにより対応するのが理解しやすいと考える。本公開草案に欠けている点は、行動とは何を指し、どのように行動を識別するかを明確に示していない点である。また、設例においても行動を識別する一貫性のある方法が明確でないため、多様な会計処理が生じる可能性があることを懸念する。（ASBJ）
- (2) 本公開草案は認識と測定を混同していると思われるため、まず認識について検討し、その後測定について検討する方がよいと考える。（ASBJ）
- (3) 我々の法域の一部の利害関係者は、賦課金が課される時点や金額が明確である場合には、形式に着目して一時点で賦課金を認識することに疑問を持っており、形式や法律ではなく実質に着目すべきと考えているが、そうした実質優先の考え方をを用いるかどうか本公開草案では明確でないとする。（ASBJ）
- (4) 我々の法域では、プロジェクトの範囲を縮小し、認識規準は修正せずに測定の要求事項に集中する方がよいという見解と、賦課金は通常の引当金とは性質が非常に異なるため、認識規準について検討を続ける場合でも賦課金についての検討は延期した方がよいという見解が多かった。

- (5) 本公開草案を賦課金に適用した場合、ほとんどの賦課金は IFRIC 解釈指針第 21 号「賦課金」(以下「IFRIC 第 21 号」という。)によった場合と同様に会計処理されると考える。しかし、本公開草案により会計処理の複雑性が増し、実務が多様となるリスクを懸念する。
- (6) 本プロジェクトから賦課金を除外することが望ましいと考える。この場合、賦課金のプロジェクトを本プロジェクトと同時に行う方法と本プロジェクトが完了してから行う方法の 2 つの方法が採り得ると考える。
- (7) 我々の地域では、賦課金を他の引当金と別に検討することに賛成する意見が多い。本公開草案で提案されている一般原則の範囲で賦課金に有用な要求事項の開発は難しいことから賦課金を別個の基準で取り扱うことを支持する意見と、より検討が必要なものの、本公開草案で提案されている一般原則の範囲で賦課金の会計処理を定めることは可能であるという意見がある。
- (8) 政府の関心は特定の活動に対して賦課金を課すことではなく、単に賦課金を回収する方法を考え出すことであるため、賦課金に関連する活動の期間を考慮するという代替案が考えられる。
- (9) 我々の法域において賦課金に関する問題は存在しないとする意見が聞かれ、関係者の多くは IASB の方向性に賛同していた。ただ個人的には、賦課金は引当金と関係はないため、賦課金について別個の会計基準を開発することに関心を寄せている。その場合、IFRIC 第 21 号は IAS 第 37 号の解釈指針であるため、これらは同時に開発する必要がある。
- (10) 本公開草案に賛成するものの、賦課金についてはその会計処理に問題があることから、IFRIC 第 21 号を存置するか、IFRIC 第 21 号を IAS 第 37 号に統合するかのいずれかの対応が必要と考える。
- (11) IFRIC 第 21 号は「財務報告に関する概念フレームワーク」(以下「概念フレームワーク」という。)と不整合であり、改正後の IAS 第 37 号とも不整合になるであろうことから、賦課金の検討を遅らせることに反対する。まず、本公開草案の改善で対応できるか検討し、不十分な場合は別個の会計基準を開発することを提案する。
- (12) 賦課金の会計処理を概念フレームワークと整合させるというプロジェクトの目的に鑑み、賦課金をプロジェクトから除外しない方がよいと考える。また、先に IAS 第 37 号を改正し、賦課金の検討を延期する場合、IFRIC 第 21 号が廃止されることから、

実務の多様性が広がることを懸念する。

(13) 賦課金や IFRIC 第 21 号の基礎となる原則について広範な議論をするよい機会であり、より厳格で一貫性のあるアプローチを検討していただきたい。

(14) 賦課金について原則主義的な基準開発を進めていただきたい。

(15) 本公開草案の適用を容易にするために、測定の不確実性の問題に着目し、この点を解決するためのガイダンスを提供する方がよいと考える。

(16) 賦課金については認識の論点だけでなく、その効果を有する期間にわたって配分する方法等の測定に関する論点が存在していると考ええる。

(17) 賦課金の会計処理については様々な意見が存在していること、IFRIC 第 21 号は現在の IAS 第 37 号の解釈指針であることが賦課金の問題の解決を難しくしている。(IASB Barckow 議長)

(義務という条件について)

法的義務について

(18) 責任の履行を回避する実際上の能力について、我々の地域ではこの概念の明確化を求める意見と、評価から判断を除外するために法的強制力という現在の IAS 第 37 号の概念を維持することを提案する意見とがあった。

(19) 「回避する実際上の能力を有していない」という規準を変更し、責任が法的に強制可能であれば足りるようになる解決策を支持する。

制定されていない新しい法案について

(20) IAS 第 37 号の「ほぼ確実 (virtually certain)」の閾値を IAS 第 12 号「法人所得税」の「実質的に制定されている (substantively enacted)」という閾値と整合させることに賛成する。(ASBJ 他)

(21) 我々の地域では、(20) の意見と同様に閾値を整合させることに賛成する意見と本公開草案の第 14G 項を維持すべきとする意見とがあった。

(22) 我々の法域においては、「法案が原案どおりに制定されることがほぼ確実」と「実質的に制定されている」は同じ意味で解釈されている。

(含めるべきコストについて)

- (23)測定原則に賛成するものの、義務の決済に直接関連する他のコストの配分の定義を理解するのは難しいため、定義を説明し、明確化するガイダンス及び設例を提供するのがよいと考える。
- (24)一貫した適用を支援するために追加のガイダンスや設例を提供したうえで、提案を進めるべきと考える。また、副次的コストが義務を決済するために必要な場合は引当金に含めるべきだが、義務を決済するために必要な場合を明確化すべきである。
- (25)我々の地域では副次的コストが含めるべきコストに該当するか明確化し、設例を設けるべきという意見がほとんどであった。また、副次的コストの範囲について増分コストのみが含まれるのか、従業員給与等の配分も含むのかについては見解が異なっていた。
- (26)追加のガイダンスを設けることには前向きではないが、必要性はあるとの指摘はあり、すべての引当金に関連するのか、相手方に財又はサービスを支払うことによって決済する義務による引当金だけにこの点に関連するのか明確化することが考えられる。
- (27)履行コストを用いて引当金を測定している場合には、副次的コストを引当金に含めるべきと考える。
- (28)我々の地域では、副次的コストについては引当金の測定に含めるべきであるものの、増分であるものに限定し、将来の操業に関連するコストを認識すべきではないというコメントを受領している。

(割引率について)

- (29)割引率に不履行リスクを反映しない本公開草案を支持する。(ASBJ 他)
- (30)期待キャッシュ・フローに不履行リスクを含まないことの明示を求める等のアジェンダ・ペーパーにおいて示されているフィードバックに対応することを支持する。
- (31)我々の法域が割引率に関する提案に反対していることについて、IASB 理事は開示によって問題を解決することはできないと考えていると認識しているが、我々の法域の利用者は開示が問題を解決できると考えている。
- (32)割引率の開示について本公開草案に同意するものの、多くの割引率を用いている場合の開示に課題があると考ええる。

(33) 割引率に不履行リスクを反映しない提案に関連して、IFRS 第3号「企業結合」(以下「IFRS 第3号」という。)における引当金の測定について、公正価値測定の例外を設ける方向性に同意する。この点、IFRS 第3号においてDay 2における調整が問題となることは多いが、IFRS 第3号が他の基準とどのように相互作用するか全体的に検討する必要があると考える。

(その他)

(34) IAS 第37号の範囲と測定の対象を明確にすることが有用と考える。

(35) 詳細なフィールド・テストを実施することが重要である。

(36) 本公開草案による改正が、IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定に対して意図しない結果を生じさせないか慎重な検討を行う必要があると考える。

(37) 将来の営業のためのコストについての明確な記載を維持していただきたい。

(38) 経過措置に賛成するが、経過措置の2つの例外を同じ時点で適用できないか検討していただきたい。

(39) 経過措置に関し、完全遡及アプローチは、閾値を契機とする引当金について多くの再表示を要求することとなるため、適用までの十分な期間の確保や追加の実務上の便法を検討していただきたい。

III. 料金規制対象活動

議題の概要

6. IASB は 2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2021 年 7 月 30 日）。IASB は 2021 年 10 月以降、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。
7. 本プロジェクトについては、2024 年 7 月の IASB 会議において、公表予定の会計基準の書面投票のプロセスを開始するための十分な協議及び分析を実施したことが確認され、2025 年下半期中に IFRS 会計基準を公表する計画としている。
8. 本セッションにおける ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
 - (1) 2025 年 5 月の IASB 会議における残る論点と関連する暫定決定
 - (2) 公表予定の IFRS 会計基準の予想される影響の評価（コストと便益）

ASAF 会議での議論の概要

9. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（残る論点と関連する暫定決定）

- (1) 残る論点と暫定決定については、これまでの我々の主張と概ね整合しているため、追加でコメントすべきことはない。（ASBJ 他）
- (2) 最低限の金利の要求事項を削除し、追加的な開示でバランスを取る暫定決定に同意する。
- (3) 最低限の金利の要求事項の削除には同意するが、追加的な開示についてのコストや便益について懸念する意見が我々の法域・地域において聞かれている。
- (4) 暫定決定についてコメントすべきことはないが、公表予定の会計基準の適用範囲は明確に定義し、範囲を過度に拡大すべきではない。

（公表予定の IFRS 会計基準の予想されるコストと便益）

- (5) 公表予定の IFRS 会計基準の情報の有用性について「有用ではない」又は「全く有用ではない」と回答した者の地域別の属性が特定の法域に偏っているが、この理由について追加的な調査は行われたか確認したい。（ASBJ）

- (6) ((5)の発言に関して) 規制資本ベースと有形固定資産の間に直接的な関係がない場合には、公表予定の IFRS 会計基準の付加価値がごくわずかであるという理由であった。(IASB スタッフ)
- (7) 規制資本ベースと有形固定資産の間に直接的な関係がない規制資産を有する企業について公表予定の IFRS 会計基準の便益が得られないことを検討せずに便益がコストを上回るとする分析結果には同意できない。
- (8) 本公開草案に対して直接的な関係の概念を導入する根本的な変更を行っているにもかかわらず再公開草案を公表しないとした暫定決定について、デュー・プロセス監督委員会にも書面を提出したとおり、懸念している。
- (9) ((7)の発言に関して) 直接的な関係がない場合に、規制資本ベースと有形固定資産の追跡が困難であることへの作成者の懸念及び測定の不確実性が高くなることから有用な情報を提供しないとする財務諸表利用者のフィードバックを踏まえると、直接的な関係の概念は支持を得ていると考えている。(IASB スタッフ)
- (10) ((8)の発言に関して) 懸念する意見が聞かれていることを踏まえて再公開草案を検討することが考えられるのではないか。
- (11) ((8)の発言に関して) 直接的な関係の概念について、移行リソース・グループ (TRG) で対応することなどは有用であると考えているが、再公開草案を公表することにより適用がさらに遅れることには同意できない。
- (12) ((11)の発言に関して) 再公開草案を公表すべきでない点には同意する。ただし、重要な項目であるため直接的な関係について明確なガイダンスは必要である。
- (13) 財務諸表利用者からは、異なる規制上の合意において国際的な比較可能性よりも類似する規制上の合意における比較可能性を重視するとの意見も聞かれていることを踏まえると、規制上の合意が異なることによる結果を表現できているのではないかと考えている。(IASB 理事)
- (14) ((13)の発言に関して) 規制スキームが異なっている場合でも規制上の合意に基づく権利と義務がある場合には財政状態計算書において規制資産及び規制負債を認識すべきであり、国際的な会計基準の本来の目的はこのような場合の比較可能性を高めることにあると考える。

IV. セグメントに関する AcSB のリサーチ・プロジェクト

議題の概要

10. セグメントに関するカナダの会計基準設定主体である会計基準審議会（Accounting Standards Board; AcSB）のリサーチ・プロジェクトの結果が共有され、ASAF メンバーには、リサーチ結果についての質問又は意見が求められた。

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（基準を改善する場合の全般的な検討事項）

- (1) 現行のセグメント報告基準には、最高執行意思決定者（以下「CODM」という。）の概念、報告されるセグメントの数、セグメントに変更があった場合の開示など多くの改善の余地があると考えている。しかし、利害関係者は多様な意見を持っていることから、IASB がセグメント報告基準の改善に取り組むのであれば、プロジェクトの範囲や目的を明確にすることが重要であると考えている。（ASBJ）

（CODM の概念について）

- (2) 我々の法域では、マネジメント・アプローチや CODM の概念を否定する強い意見は聞かれていないが、CODM である個人又はグループの役割と肩書を開示することを要求することとした。
- (3) CODM ではない報酬委員会によってレビューされる情報も存在すると認識している。CODM ではなく、他の要因に着目すべきと考えているのか確認したい。
- (4) ((3)の発言に関して) CODM のコンセプトである経営者の視点に焦点を当てるべきと考えている。
- (5) 客観的な指標や比較可能性を高めるためにマネジメント・アプローチから離れようとする場合、開示要求事項が増えるかどうか検討する必要があると考える。
- (6) 財務諸表利用者はより比較可能な情報を求めている。この点、経営者の視点を反映することは困難と考えているのか、それとも細分化のためにガイダンスが必要と考えているのか。（IASB 理事）
- (7) ((6)の発言に関して) 経営者の視点や見解を示すことは好まれていると考えている。

- (8) 財務部門がセグメントを決定し、CODM の意見が反映されていないケースは認識していない。(IASB 理事)

(セグメント開示の粒度について)

- (9) セグメントに関する課題は、地域によって異なっていると認識している。欧州においてはセグメントの数よりも開示科目数に関して課題がある。(IASB 理事)
- (10) 投資家が求めている情報が得られていない特定の業種を認識しているか、またそれは適用上の課題なのか、基準の問題なのか。
- (11) ((10)の発言に関して) 特定の業種を挙げることはできないが、我々の法域で期待しているような粒度でないセグメント開示が存在すると考えている。
- (12) 一部の企業、特に保険会社や銀行については、より詳細なセグメント開示がある。しかし、セグメント開示の企業間の相違は、会計基準において許容されているものであり、会計基準を遵守していないことによる相違ではないと認識している。
- (13) 作成者と利用者の双方の観点から、優れた開示例を理解する必要がある。(IASB 理事)
- (14) 基準の問題ではなく主に作成者の適用上の問題であると認識している。

(セグメント報告とその他の開示との整合性)

- (15) セグメント報告と MD&A の相違は、異なるベースによる追加情報が提供されているということか。(IASB スタッフ)
- (16) ((15)の発言に関して) セグメント報告と MD&A の相違は、MD&A の方が詳細であり、主に粒度の問題と考えている。分解の仕方が異なる場合もあるが、セグメント報告と MD&A では重点が異なり調整が困難であるとの意見が聞かれている。
- (17) MD&A と財務諸表に記載されている内容が異なって見える点やセグメント報告と企業全体の数値の関連性を理解することが困難であるなど関連性と情報の信頼性を原因として財務諸表利用者から不満が生じていると推測している。(IASB 理事)
- (18) 財務諸表のセグメント報告と他で開示されている情報に不整合がある場合、我々の法域では理由を説明するように要求している。開示される場所が異なっても、情報自体は同じであるべきと考えている。
- (19) ((18)の発言に関して) 我々の法域では、規制当局から財務諸表における最も近い GAAP 指標と他で開示されている情報との関連付けが義務付けられている。しかし、

説明したい内容の焦点が異なる場合もあると理解している。

(20)財務報告全体を通じて情報に一貫性があるかどうかを検討する必要があると考えている。(IASB 理事)

(他の基準との相互関係について)

(21)我々の地域では、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」(以下「IFRS 第 18 号」という。)との整合性を高め、集約に関するより明確なガイダンスを提供することについて、全般的に支持されている。

(22)IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)に関連する開示や IFRS 第 18 号の経営者が定義した業績指標(以下「MPM」という。)に関する開示は、今後セグメント報告において分解される可能性があると考えている。(IASB 理事)

(23)IFRS 第 15 号や IFRS 第 18 号が IFRS 第 8 号「事業セグメント」(以下「IFRS 第 8 号」という。)の改善に役立つか疑問である。

(24)((23)の発言に関して)IFRS 第 15 号や IFRS 第 18 号は、IFRS 第 8 号の改善に有用であると考えている。

V. 超インフレ

議題の概要

12. 本セッションでは、アフリカの代表者（スタンダード・バンク・グループ：SBG）及びラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（The Group of Latin-American Accounting Standard Setters：GLASS）から IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」（以下「IAS 第 29 号」という。）の適用上の経験と課題について共有され、ASAF メンバーに意見が求められた。
13. 超インフレに関して、SBG と GLASS に共通する提案は次のとおりである。
 - (1) 現在の測定モデルのみでは有用な情報を提供しないため、IAS 第 29 号を開示基準とする。
 - (2) 超インフレ経済下で活動する企業を連結する場合に、FASB Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）Topic 830 Foreign Currency Matters（以下「Topic 830」という。）と同様に親会社の報告通貨を子会社の機能通貨として取り扱う。
14. 前項の内容に加えて、SBG は、次のことを提案した。
 - (1) 一過性又は一時的な状況がトリガーとならないようにするために将来予測的な情報を組み込むように指標に関するガイダンスを発行及び明確化する。
 - (2) 固定購買力モデルを公正価値モデルに変更する。
 - (3) IAS 第 29 号の修正再表示を純損益ではなく、資本で直接又はその他の包括利益で認識するように、IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」（以下「IAS 第 21 号」という。）及び IAS 第 29 号の改訂を検討する。
15. 本資料第 13 項の内容に加えて、GLASS は、現在の IFRS 会計基準では、高インフレの影響を理解することが困難な状況にあるため、次のような事項を満たす新たな高インフレ経済に適用される会計基準を開発することを提案した。
 - (1) 超インフレとは異なる明確な閾値を設定して「高インフレ」を定義し、完全な修正再表示あるいは通貨の変更は行わない。
 - (2) インフレ・リスクのエクスポージャー及びヘッジ戦略を開示する。
 - (3) 正味貨幣持高及び資産・負債（財政状態）への影響を報告し、資本の変動に対する考

察を提供する。

(4) IFRS 第 18 号の原則に整合させて、収益、費用及び主要な小計といった財務業績に対するインフレーションの影響を開示する。

(5) MPM を開示する場合、MPM を IFRS 会計基準に基づく数値と調整し、報告の透明性を確保する。

ASAF 会議での議論の概要

16. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(IAS 第 21 号及び IAS 第 29 号の改訂の全体的な方向性)

(1) 我々の法域においては、適用事例が限られているため、IAS 第 29 号を変更する必要性は特に感じていない。しかし、他の法域で IAS 第 21 号や IAS 第 29 号に対する懸念が生じているのであれば、IASB はその懸念を考慮し、機会があれば議論すべきと考える。知見が限られており、今回提案された解決案について意見はないが、一般的に我々は IASB が可能な限り米国会計基準とのコンバージェンスに努めることを支持する。(ASBJ)

(2) 提案された内容について概ね同意する。

(3) インフレに関するプロジェクトが必要であるというメッセージを得た。(IASB 理事)

(4) 我々の法域においては、超インフレに晒されているのは、連結グループを通じてである。SBG と GLASS の発表で言及された課題の多くは、適用上の課題として聞かれており、我々の法域においても、超インフレ会計に関する論点への関心は高い。

(5) 優先事項ではないが、良い提案がなされたと考える。

(6) 我々の法域では、個々の企業よりも連結の側面を重視しており、グループ全体の購買力平価を反映するという目的からは、現在の IAS 第 29 号の要求事項は機能していると考ええる。

(超インフレ経済を判断するための指標)

(7) 超インフレ経済を判断するための指標として、将来予測的な情報を組み込むことは、どの程度実用的と考えるか。

- (8) ((7)の発言に関して) 予想信用損失モデルの適用と同様と考えている。
- (9) インフレ率と通貨の安定性や物価動向などのその他の経済要因の両方を考慮することは、インフレ率のみに依存するより適切である。IASB が一貫して適用するための明確なルールやガイドラインを提供することは有用と考える。また、IAS 第 29 号の適用を停止する時期に関するガイドラインについても有用と考える。
- (10) 将来予測的な情報に基づいて指標を設定するという提案について、インフレが進行している状況ではその根拠は理解できるが、超インフレから脱却する際にどのような影響があるのか疑問である。
- (11) ((10)の発言に関して) 今回の提案は、過去の情報と将来予測的な情報の両方を考慮して指標を検討すべきということである。IAS 第 29 号の適用を停止する時期に関する追加のガイダンスが必要と考える。
- (12) IAS 第 29 号は、高インフレ下における追加の考慮事項を規定しておらず、高インフレが継続する場合、情報の信頼性に問題が生じる。
- (13) 我々の法域において、超インフレ会計への移行又は停止には非常にコストがかかるため、保守的に判断される傾向があると考えている。

(IAS 第 29 号を開示基準とすることについて)

- (14) セグメント開示等で法域別の内訳が非常に充実している場合、利用者は経済的リスクを分析に反映することができるため、IAS 第 29 号の調整はほとんど不要となる。これは、GLASS の開示アプローチに関する提案と整合していると考ええる。
- (15) インフレ会計の適用を開始した場合、追加の開示を提供することは、投資判断を行う上で非常に有用と考える。(IASB 理事)

(Topic 830 と同様に親会社の報告通貨を子会社の機能通貨として取り扱うことについて)

- (16) 我々の法域では既に多くの企業で採用されているため、共感できると考える。
- (17) なぜ米国会計基準では機能通貨を変更できるが、IFRS 会計基準では変更できないのか。(IASB 理事)
- (18) ((17)の発言に関して) 子会社が現地通貨で事業を継続して展開している場合、IFRS 会計基準に従えば、機能通貨を変更することができないと考えられる。そのため、超

インフレ経済下で事業を展開する子会社については、連結上、機能通貨の変更を求めることを提案している。

(19) ((18)の発言に関して) 我々が課題に感じているのは、親会社の経済的リスクの表現である。現在の IFRS 会計基準では、超インフレや高インフレ経済へ投資する際の経済的リスクをハードカレンシーである親会社の表示通貨で示すことを要求しているが、その経済的リスクのポートフォリオを把握することは困難と考える。(IASB 理事)

(20) Topic 830 は、原則に基づくものではなく、実務的な観点から連結を容易にするためのものであると考える。超インフレ経済下になり機能通貨の見直しが必要になる可能性があるが、親会社と同じ機能通貨になるとは限らない。(IASB 理事)

(固定購買力モデルから公正価値モデルへの変更)

(21) 公正価値モデルはコストがかかり、適用が難しいことから、近似として固定購買力モデルが用いられているという理解である。公正価値モデルを適用することで発生するコストを企業は負担できるのか。(ASBJ)

(22) ((21)の発言に関して) 固定購買力モデルは公正価値モデルの近似と考えられていたが、実際にはそのようにはなっていない。固定資産や無形資産では、物価指数での調整により帳簿価額が増加し、すぐに減損が発生している。公正価値モデルは、経済的な現実を示しコストに見合う便益があると考えている。

(23) ((21)の発言に関して) 公正価値モデルのコストがより高いことに同意する。しかし、公正価値モデルを採用することで、IAS 第 29 号を適用する場合の比較情報が前年度から変動する問題を回避することができると考える。

(24) ((21)の発言に関して) 公正価値モデルの適用にはコストがかかるが、現行の IAS 第 29 号の適用にもコストがかかる。

(25) 公正価値モデルへの移行は実務上困難であると考えられるため、公正価値モデルに変更する代わりに、実質的な経済的影響をより明確に説明する例外や追加的な開示を認めるように検討することを提案する。

(26) より良い情報を提供できる可能性があるため、公正価値モデルのコストと便益のバランスは検討すべきと考える。

(IAS 第 29 号の修正再表示を純損益ではなく、資本で直接又はその他の包括利益で認識することについて)

(27)連結上、IAS 第 29 号と IAS 第 21 号を併用することが経済的実態を反映しない可能性があることに同意する。この点に関して、IAS 第 29 号の影響を純損益から資本又はその他の包括利益とする提案に同意する。

VI. 企業結合—開示、のれん及び減損

議題の概要

17. IASB は、2024 年 3 月に公開草案「企業結合—開示、のれん及び減損（IFRS 第 3 号及び IAS 第 36 号の修正案）」（以下、本章において「本公開草案」という。）を公表した（コメント期限：2024 年 7 月 15 日）。IASB は 2025 年 2 月以降、本公開草案に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、企業結合の業績に関する情報の開示の提案に関して、開示の対象となる企業結合の識別方法が審議された。本公開草案では開示の対象となる企業結合を一定の閾値のいずれか 1 つを満たすものとして識別することが提案されていた（「閾値アプローチ」）。これに対して回答者の多くからはより原則主義的なアプローチを支持する意見が寄せられたとされており、例えば、閾値を満たす企業結合については業績情報を開示するという反証可能な推定を行うことが提案されていた（「反証可能な推定アプローチ」）。
18. アジェンダ・ペーパー（AP5）において、具体的に次の点について意見が求められた。
- (1) 投資家が業績情報を受領することが重要となる企業結合をどのように表現するか。
この質問への回答にあたって、次の点の検討と助言を求めたい。
- ① 閾値アプローチと比較して反証可能な推定アプローチの方が有益となる企業結合、すなわち、閾値によって捕捉されるものの、その閾値（営業利益を除く。）では投資家が業績情報を受領しても有益とはならない企業結合とはどのようなものか。
- ② 次のいずれかの説明は、業績情報が投資家にとって有益となる企業結合を表現しているか。
- (ア) 企業の取得日における主要な目的のいずれかが満たされないと、企業が全体的な事業戦略を達成できなくなる深刻なリスクに晒されることとなる企業結合（以下「説明 1」という。）
- (イ) 成功を収めることが企業の全体的な事業戦略の推進又は達成にとって不可欠である企業結合（以下「説明 2」という。）
- (2) 閾値を満たさない企業結合について業績情報の開示の重要性を検討することを企業に要求することは、コストを上回る便益があると考えるか。
- (3) 反証可能な推定アプローチを開発する場合、反証の事実と理由の開示を要求するか。

- (4) 反証可能な推定アプローチの適用を企業に要求する便益はコストを上回るか。
- (5) 営業利益の閾値は、資産や収益の閾値では開示の対象とならないものの、利用者にとっては重要な企業結合を開示の対象に含めることになるか。

ASAF 会議での議論の概要

19. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(反証可能な推定アプローチ)

反証可能な推定アプローチの導入

- (1) 反証可能な推定アプローチの導入に向けた方向性を支持する。(ASBJ 他)
- (2) 反証可能な推定アプローチは、現時点では合理的な選択肢と考えており、引き続き検討する意義がある。
- (3) 反証可能な推定アプローチには賛否両論があるものの、一定の評価には値すると思う。

反証の根拠の設計

- (4) 説明 1 では要求水準が高すぎるという意見が聞かれた。一方、説明 2 はより多くの企業結合を捕捉でき、経営者の企業結合に対する見方とも整合的であるという意見が聞かれた。
- (5) 説明 1 が適切である。説明 2 の場合、作成者にとっては企業自らが行う企業結合が戦略的ではないということを説明できない懸念がある。
- (6) 利用者からは、基本的にどちらの説明も好意的に受け入れられ、戦略的な企業結合に関する期待に合致しているという意見が聞かれた。しかし、作成者からは、説明 2 について、経営者と監査人の見解が異なる可能性があり、監査上困難が生じる懸念が示された。
- (7) 「戦略」という言葉の定義が曖昧であり、実務で多様な解釈が生じるおそれがある。
- (8) 提示された 2 つの説明の違いが明確でない。
- (9) 提示された 2 つの説明と閾値の関係が明確でない。

閾値を満たさない企業結合について推定を覆す検討を要求するか

- (10) 閾値を満たさない場合には、企業による追加の検討は不要と考える。それが閾値アプローチの基本的な考え方である。(ASBJ)
- (11) 賛否、両方の意見が聞かれた。検討にはより多くコストがかかり複雑性が増すとの指摘もあったが、必要な場合の開示の担保に役立つとの指摘もあった。
- (12) 閾値を満たさない企業結合について推定を覆す検討を要求する場合、すべての企業結合を原則に照らして検討することとなり、コストと複雑性が高く、閾値の存在意義が不明確である。
- (13) 利用者の立場からは、閾値を満たさない企業結合について推定を覆す検討を求めるべきとの声が聞かれたが、作成者の立場からは閾値が設定されていることで十分であり、検討を求める場合すべての企業結合を原則に照らして検討することと同じになるため閾値の存在意義が不明確になるとの声が聞かれた。
- (14) 原則に該当するかどうかの検討の記載が中立的な表現であり、反証可能な推定における二番目の反証のステップの表現になっていない。IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」(以下「IAS 第 28 号」という。)における「明確に証明できない限り」反証することはできないといった表現が望ましい。
- (15) 閾値を超過しているか否かを問わず、原則に基づいて検討を行うべきである。
- (16) 原則に基づいて検討を行うとしても、その原則に問題がある。

反証の旨とその理由の開示を要求するか

- (17) 反証の旨と理由の開示を要求すべきである。定型的な開示となるおそれがあるが、その対応は各法域が当該開示要求をどのように強制するかに関係し、特に企業が反証を行うこととのバランスでどの程度の具体性を求めるかが問題となる。
- (18) 利用者は反証の理由の開示を強く求めている。
- (19) 我々の法域では利用者の立場においても複数の異なる意見があり、経営者の判断に疑問を投げかける助けになるため反証の旨と理由の開示を要求すべきという意見と、経営者の判断については現行の開示要求に基づき既に把握されているはずという意見が聞かれた。
- (20) 反証の旨と理由の開示については、異なる意見が聞かれた。スチュワードシップやコーポレート・ガバナンスの観点から当該開示は重要であり、また、重要な判断である

ならば開示すべきであるという意見と、定型的な開示となるおそれがあるという意見が聞かれた。

(21) 反証の旨とその理由の開示は必要だが、個別の企業結合取引ごとの開示を求めるのではなく、一般的な方針としての開示を求める程度にとどめるべきである。特定の取引についての言及は利用者を混乱させるおそれがある。

(22) 反証の旨のみについては開示を要求することに賛成する。

(23) 反証の理由については定型的な開示となるおそれがある。

(24) 例えば IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」及び IAS 第 28 号など他の IFRS 会計基準においては、反証の理由の開示は要求されていない。

反証可能な推定アプローチを適用することの便益がコストを上回るか

(25) 反証可能な推定アプローチを適用することには賛成するが、これは「遵守するか又は説明せよ (comply or explain)」と類似するアプローチであり、企業が選択可能という点でコストと便益の観点からは反証可能な推定アプローチそのものに織り込まれていると考えられるため、追加でコストと便益を検討することは不要である。(ASBJ)

(26) 閾値と原則の組み合わせ方によっては反証可能な推定アプローチを適用しても望ましい結果が得られない可能性がある。特に監査人の観点から、原則に該当するかどうかの監査実施にコストがかかる可能性がある。このため、さらに見直しを進めていくことがよいと考える。

(27) 利用者と作成者の双方が十分には満足していないということからは、コストと便益の観点ではバランスが良いとも考えられる。

(28) 原則に該当する又は閾値を超える企業結合は毎年多く発生するものではないと考えられ、企業にとって検討すべき対象となる企業結合の数は限られることから、作成者は反証可能な推定アプローチに基づき検討を行うことは可能であり、コスト・便益を議論する水準ではない。

(29) 企業の状況に応じて、作成者と利用者にとっての適切なバランスを考慮すべきである。例えば、長年にわたり企業結合により成果を上げてきた企業の場合と、事業の取得を通常行っていない企業や、新たな領域の事業を取得する企業の場合とでは、状況が大きく異なる。

(営業利益に基づく閾値)

(30) 営業利益は通常、事業規模に見合っただけで大きくなるものと考えられ、総資産又は収益に基づく閾値で捕捉されることが多いため、営業利益に基づく閾値は除外すべきと考える。また、過去数年間の平均営業利益を使用するという考え方もあったが、平均値を算定する適切な期間は業種により大きく異なると考えられ、コンセンサスを得ることは難しい。(ASBJ)

(31) 営業利益に基づく閾値を除外すべきである。

(32) ((31)の発言に関して) 営業利益は変動性が高く、他の閾値と比較して有効性に欠ける。

(33) ((31)の発言に関して) 企業結合の多くは不況期に行われ、当初は収益性が低いため、営業利益がよい指標とならないことが多い。

(34) 反証可能な推定アプローチの下では、企業は反証できるため営業利益に基づく閾値を残しても良いという声も聞かれた。

(35) ((34)の発言に関して) 反証可能な推定を用いることになるのは、閾値自体に問題があるからだと考える。反証可能な推定の過度の使用を避けるべきであり、総資産又は収益に基づく閾値でほとんど捕捉できるため、営業利益に基づく閾値は除外すべきである。

(36) ((34)の発言に関して) 営業利益の変動性については、反証を用いる適切な例であると考え。営業利益に基づく閾値を残し、反証を通じて適切に運用すべきである。

(37) 営業利益に基づく閾値を除外することにより、資産や収益と比較して営業利益が著しく小さい銀行や保険会社において、他の閾値では捕捉できない懸念があるため除外には慎重な姿勢である。(IASB 理事)

(38) ((37)の発言に関して) 特定の企業にしか当てはまらない閾値を設けることには懸念がある。金融機関は確かに重要だが、それだけをもって会計基準を決めるべきではない。

(その他)

(39) 本公開草案で提案される情報の開示は財務諸表に含めるべきではない。(ASBJ 他)

(40) 閾値について、利用者及び作成者からは閾値が低すぎるという意見が聞かれた。

(41) ((40)の発言に関して) 総資産又は収益の30%程度を閾値とするのが適切と考える。

これにより、作成者にとってのコストを削減しつつ、利用者にとっては有用な情報提供がなされることが期待される。

- (42) ((40)の発言に関して) 世界作成者フォーラムのメンバーからは、10%の閾値を超過する企業結合は多くないと聞いており、閾値が低すぎるとは考えていない。(IASB 理事)

VII. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

20. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2025 年 10 月 2 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

21. アジェンダ・ペーパーにおいては、2025 年 10 月 2 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

- (1) 引当金一時的を絞った改善
- (2) IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
- (3) 無形資産
- (4) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

ASAF 会議での議論の概要

22. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) アジェンダ・ペーパーで提案されている項目に加えて、持分法についても 10 月の議題として提案されており、1 日の会議に対して 5 つのアジェンダがある。この点、10 月の議題を 1 つ減らす又は 10 月と 12 月の ASAF 会議の間にバーチャルの ASAF 会議を行うという代替案について、コメントを頂きたい。(IASB スタッフ)
- (2) リースの適用後レビューは利害関係者からコメントを求めている段階で期限は 10 月の ASAF 会議後であるため、10 月の議題としては賢明なタイミングではなく、10 月の ASAF 会議より後に議論すべきと考える。
- (3) 引当金については、今回の ASAF 会議で議論したが、10 月の ASAF 会議において議論する論点を確認したい。
- (4) ((3)の発言に関して) 引当金については、IASB スタッフが賦課金に関する要求事項の案を検討しているところであり、これらを試す一連の設例を示す予定である。(IASB スタッフ)
- (5) ((4)の発言に関して) 引当金について議論するのは良いが、ASAF 会議の目的を踏まえると、利害関係者からの提案をすべて検討するのではなく、IASB が特に検討した提案に集中して議論すべきである。

- (6) デュー・プロセス・ハンドブックの議論のアップデートを提供していただきたい。
- (7) 12月のASAF会議の議題がこういったものになりそうか共有してほしい。我々の法域の諮問委員会と協議し、ASAF会議のための準備を可能な限り行うためには、12月の議題を知ることは非常に重要である。
- (8) ((7)の発言に関して) 12月の暫定的議題はキャッシュ・フロー計算書、企業結合—開示、のれん及び減損、無形資産、持分法、並びにおそらく償却原価測定である。(IASBスタッフ)
- (9) 10月又はそれより後のASAF会議において、我々の法域における共通支配下の企業結合(以下「BCUCC」という。)プロジェクトについて共有したい。BCUCCはIFRS第3号の範囲外であり、取得した事業を公正価値と帳簿価額のどちらで計上すべきか明確ではない。IASBがBCUCCプロジェクトを中止したことは承知している。

以 上